

第 9 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月26日



神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
株式会社 みなと銀行
取締役頭取 藪本 信裕

中間貸借対照表(平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	50,225	預 金	2,530,554
コーポレーション	2,872	譲渡性預金	36,954
債券貸借取引支払保証金	49,542	借 用 金	58,056
商品有価証券	487	外 国 為 替	149
有 価 証 券	393,117	社 債	5,000
貸 出 金	2,205,637	そ の 他 負 債	14,493
外 国 為 替	5,622	賞 与 引 当 金	891
そ の 他 資 産	24,743	退 職 給 付 引 当 金	3,273
有形固定資産	23,635	役員退職慰労引当金	208
無形固定資産	3,235	預金払戻引当金	684
繰延税金資産	15,616	支 払 承 諾	20,817
支払承諾見返	20,817	負 債 の 部 合 計	2,671,084
貸倒引当金	△ 24,330	(純資産の部)	
		資 本 金	27,484
		資 本 剰 余 金	49,483
		資 本 準 備 金	27,430
		そ の 他 資 本 剰 余 金	22,053
		利 益 剰 余 金	20,146
		利 益 準 備 金	53
		そ の 他 利 益 剰 余 金	20,093
		別 途 積 立 金	2,325
		繰越利益剰余金	17,768
		自 己 株 式	△ 112
		株 主 資 本 合 計	97,002
		その他有価証券評価差額金	3,393
		繰延ヘッジ損益	△ 258
		評価・換算差額等合計	3,135
		純 資 産 の 部 合 計	100,137
資 産 の 部 合 計	2,771,221	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,771,221

(中間貸借対照表の注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等（時価のある株式については中間決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を採用しております。また、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

動 産 2年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ 8百万円減少しております。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当事業年度前に償却可能限度額に達した資産は、当事業年度以後5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ 16百万円減少しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 34,010百万円であります。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

11. 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 従来、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻金は、支払時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることを契機として、当中間期から同報告を適用し、預金者からの請求による払戻に備え、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当中間期末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用が3百万円、特別損失が681百万円それぞれ増加し、経常利益は3百万円、税引前中間純利益は684百万円それぞれ減少しております。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
15. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
16. 関係会社の株式および出資総額 4,525百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 14,355百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,344百万円、延滞債権額は 38,483百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 880百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 15,339百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,047百万円であります。
 なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し中間貸借対照表に計上した額は、22,318百万円であります。
24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 58,423百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|-------|-----------|
| 有価証券 | 32,613百万円 |
| 預け金 | 0百万円 |
| その他資産 | 90百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|----|----------|
| 預金 | 3,314百万円 |
|----|----------|

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券43,144百万円及びその他資産（手形交換所保証金等）7百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は9,506百万円であります。

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。
27. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は30,797百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ30,037百万円減少します。

29. 1株当たりの純資産額 243円 91銭
30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	15,244	24,839	9,595
債券	323,977	320,051	△ 3,925
国債	230,140	226,730	△ 3,410
地方債	52,401	52,015	△ 385
社債	41,435	41,305	△ 129
その他	9,534	9,581	46
合計	348,757	354,473	5,716

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2,322百万円を差し引いた額 3,393百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とし、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について75百万円減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。

また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

31. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式等	4,525
子会社・子法人等株式	3,613
子法人等投資事業有限責任組合への出資持分	912
その他有価証券	34,117
社債	30,797
非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,549
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,771

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、472,274百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が459,495百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	13,312 百万円
退職給付引当金否認額	2,938 百万円
有価証券償却否認額	1,918 百万円
賞与引当金否認額	362 百万円
未払事業税否認額	208 百万円
減価償却額損金算入限度超過額	144 百万円
繰延ヘッジ損益	177 百万円
その他	955 百万円
繰延税金資産小計	20,016 百万円
評価性引当額	△ 463 百万円
繰延税金資産合計	19,553 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 2,322 百万円
前払年金費用	△ 929 百万円
退職給付信託設定益	△ 685 百万円
繰延税金負債合計	△ 3,937 百万円
繰延税金資産の純額	15,616 百万円

34. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.56%

中間損益計算書 [平成19年4月 1日から
平成19年9月30日まで]

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		36,794
資 金 運 用 収 益	26,990	
(うち貸出金利息)	(24,474)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,016)	
役 務 取 引 等 収 益	7,228	
そ の 他 業 務 収 益	1,320	
そ の 他 経 常 収 益	1,254	
経 常 費 用		30,582
資 金 調 達 費 用	3,869	
(うち預金利息)	(2,978)	
役 務 取 引 等 費 用	2,043	
そ の 他 業 務 費 用	1,786	
営 業 経 費 用	16,742	
そ の 他 経 常 費 用	6,140	
経 常 利 益		6,211
特 別 利 益		3
償 却 債 権 取 立 益	3	
特 別 損 失		768
固 定 資 産 処 分 損 失	87	
そ の 他 の 特 別 損 失	681	
税 引 前 中 間 純 利 益		5,446
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,165
法 人 税 等 調 整 額		196
中 間 純 利 益		3,084

(中間損益計算書の注記)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たりの中間純利益金額 7円 51銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式がないのでありません。
4. 「その他経常収益」には、部分直接償却取立益 693百万円及び株式等売却益 173百万円を含んでおります。
5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 5,627百万円、株式等償却 134百万円を含んでおります。
6. 「その他の特別損失」は、預金払戻引当金繰入額 681百万円であります。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 15社
- 株式会社みなと地所
 - みなとビジネスサービス株式会社
 - みなとモーゲージサービス株式会社
 - みなと保証株式会社
 - みなとリース株式会社
 - 株式会社みなとカード
 - みなとシステム株式会社
 - みなとキャピタル株式会社
 - みなとベンチャー育成一号投資事業有限責任組合
 - みなとベンチャー育成二号投資事業有限責任組合
 - みなと元気ファンド投資事業有限責任組合
 - みなとベンチャー育成三号投資事業有限責任組合
 - ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合
 - みなと元気ファンド二号投資事業有限責任組合
 - Minato Preferred Capital Cayman Limited

なお、Minato Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により
当中間連結会計期間から連結しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。
- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
- | | |
|------|----|
| 6月末日 | 6社 |
| 9月末日 | 9社 |

- ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	50,242	預 金	2,528,630
コールローン及び買入手形	2,872	譲 渡 性 預 金	36,954
債券貸借取引支払保証金	49,542	借 用 金	58,056
買 入 金 銭 債 権	7,303	外 国 為 替	149
商 品 有 価 証 券	487	社 債	5,000
有 価 証 券	390,244	そ の 他 負 債	29,402
貸 出 金	2,191,944	賞 与 引 当 金	1,028
外 国 為 替	5,622	退 職 給 付 引 当 金	3,321
そ の 他 資 産	27,942	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	241
有 形 固 定 資 産	43,964	預 金 払 戻 引 当 金	684
無 形 固 定 資 産	4,194	支 払 承 諾	21,523
繰 延 税 金 資 産	16,159	負 債 の 部 合 計	2,684,993
支 払 承 諾 見 返	21,523	（ 純 資 産 の 部 ）	
貸 倒 引 当 金	△ 25,391	資 本 金	27,484
		資 本 剰 余 金	49,483
		利 益 剰 余 金	20,627
		自 己 株 式	△ 112
		株 主 資 本 合 計	97,483
		その他有価証券評価差額金	3,509
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 258
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,251
		少 数 株 主 持 分	924
		純 資 産 の 部 合 計	101,658
資 産 の 部 合 計	2,786,652	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,786,652

(中間連結貸借対照表の注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等（時価のある株式については中間連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

動 産 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ 8百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当連結会計年度前に償却可能限度額に達した資産は、当連結会計年度以後5年で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ200万円減少しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

7. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 38,295百万円であります。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

11. 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 従来、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻金は、支払時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることを契機として、当中間連結会計期間から同報告を適用し、預金者からの請求による払戻に備え、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。
- これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用が3百万円、特別損失が681百万円それぞれ増加し、経常利益は3百万円、税金等調整前中間純利益は684百万円それぞれ減少しております。
13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 24,055百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,307百万円、延滞債権額は 38,908百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 880百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 15,339百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 61,436百万円であります。
- なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し中間連結貸借対照表に計上した額は、22,318百万円であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 58,423百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|-------|-----------|
| 有価証券 | 32,678百万円 |
| 預け金 | 0百万円 |
| その他資産 | 90百万円 |

担保資産に対応する債務

預金 3,314百万円
 その他負債 65百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券43,144百万円及びその他資産（手形交換所保証金）7百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 4,122百万円であります。

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。

26. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 30,797百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 30,037百万円減少します。

28. 1株当たりの純資産額 245円37銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	15,393	25,247	9,854
債券	323,977	320,051	△ 3,925
国債	230,140	226,730	△ 3,410
地方債	52,401	52,015	△ 385
社債	41,435	41,305	△ 129
その他	9,534	9,581	46
合計	348,905	354,880	5,975

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2,428百万円を差し引いた額 3,547百万円のうち少数株主持分相当額 37百万円を控除した額 3,509百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について75百万円減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。

また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

30. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
社債	30,973
非上場株式（店頭売買株式を除く）	2,618
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,771

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、491,877百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が479,098百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
32. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.56%

中間連結損益計算書 (平成19年 4月 1日から
平成19年 9月 30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常収益			40,881
資金運用収益		27,370	
(うち貸出金利)		(24,809)	
(うち有価証券利息配当)		(2,026)	
役務取引等収益		8,199	
その他の業務収益		4,026	
その他の経常収益		1,284	
経常費用			33,923
資金調達費用		3,869	
(うち預金利息)		(2,976)	
役務取引等費用		1,762	
その他の業務費用		4,096	
営業経費		17,216	
その他の経常費用		6,978	
経常利益			6,958
特別利益			10
償却債権取立益		10	
特別損失			770
固定資産処分損失		89	
その他の特別損失		681	
税金等調整前中間純利益			6,198
法人税、住民税及び事業税			2,327
法人税等調整額			177
少数株主損失			32
中間純利益			3,726

(中間連結損益計算書の注記)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 9円 07銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
4. 「その他経常収益」には、部分直接償却取立益 693百万円及び株式等売却益 173百万円を含んでおります。
5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 6,263百万円、債権売却損 160百万円及び株式等償却 126百万円を含んでおります。
6. 「その他の特別損失」は、預金払戻引当金繰入額 681百万円であります。